

日常生活自立支援事業実施要綱

(目的)

第1 日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な者に対して、自立した地域生活が送れるよう福祉サービスの利用援助を行うことにより、その者の権利を擁護することを目的に実施する。

(実施主体)

第2 この事業の実施主体は、社会福祉法人長野県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）とする。

2 県社協は、事業の一部を別記の基幹的市町村社会福祉協議会（以下「基幹的社協」という。）に委託して実施する。

(事業の内容)

第3 第1の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 日常生活自立支援事業に関する相談事業
- (2) 日常生活自立支援事業に関する調査研究、啓発及び連絡調整事業
- (3) 福祉サービスの利用援助
 - ア 福祉サービスに関する情報提供・助言
 - イ 福祉サービスの利用手続き援助（申し込み手続きの同伴、代行、契約締結）
 - ウ 苦情解決制度の利用援助についての情報提供・助言、代弁又は代理
 - エ 福祉サービス利用料の支払い等の代行又は代理
 - オ 通知の確認援助
 - カ 福祉サービスの利用援助に付随した金銭管理・通帳の預かり
- (4) この事業に従事する専門員、生活支援員等のための養成研修事業
- (5) 市町村社会福祉協議会の行う日常的な金銭管理サービス等への支援事業
- (6) その他、日常生活自立支援事業の推進を図るために必要な事業

(基幹的社協)

第4 基幹的社協に専門員及び生活支援員を設置し、次の職務を行う。

- (1) 専門員
 - ア 初期相談から調査、支援計画の策定及び契約の締結に係る業務
 - イ 生活支援員が行う援助業務の監督
- (2) 生活支援員
 - ア 専門員の指示により、具体的な援助の実施及び実施状況の報告
 - イ 専門員が行う本人等の状況把握についての協力

(福祉サービス利用援助事業の対象者)

第5 第3(3)に掲げる事業の対象者は、次のいずれの要件にも該当する者とする。

- (1) 本人が日常生活を営むうえで必要となる福祉サービスの利用等について、自己の判断で適切に行うことが困難であると認められる者。
- (2) 第6の契約内容について認識し得る能力を有していると認められる者又は当該能力が不十分であっても、成年後見人等との間で本人に対する援助の開始に必要な契約を締結することができる者。

(福祉サービス利用援助契約)

第6 第3(3)に掲げる利用援助利用を受ける場合は、別に定める「福祉サービス利用援助契約(以下「契約」という。))を県社協及び基幹的社協と締結する。

(利用料)

第7 第3(3)に掲げる利用援助事業を受ける場合は、利用者は次にあげる利用料及び交通費等を負担するものとする。但し、利用者が生活保護を受給している場合は、国費での補助対象として取り扱うこととし、その費用を免除する。

(1) 福祉サービス利用援助利用料

1時間当たり 1,000円

(2) 交通費

距離に応じた規定額 1km当たり20円

(3) 書類等の預かり料金

金融機関の貸し金庫を利用する場合は実費相当分とする。

(4) 徴収方法

利用者は、基幹的社協が発行する請求書に基づき、基幹的社協の口座に利用料等を振り込むものとする。

(契約締結審査会の設置)

第8 県社協は、契約の適正さを確保することを目的に契約締結審査会を設置する。

2 契約締結審査会の設置については、別に定める。

(長野県福祉サービス運営適正化委員会の助言・勧告)

第9 県社協は、事業の透明性、公正性を担保し、事業が適正に運営されるよう第三者的機関である長野県福祉サービス運営適正化委員会の助言・勧告を受ける。

(関係機関連絡会議の開催)

第10 本事業に対する理解の促進と円滑な実施を図るため、関係機関連絡会議を開催す

る。

2 関係機関連絡会議の設置については、別に定める。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は県社協会長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(別 記)

基幹的社協及び管轄範囲 (令和4年4月1日現在)

基幹的社協	管 轄 範 囲
佐 久 市	佐久市 / (小海町)、(佐久穂町)、川上村、南牧村、北相木村
小 諸 市	小諸市 / (御代田町)、(軽井沢町)、立科町
上 田 市	上田市 / (長和町)、青木村
東 御 市	東御市
岡 谷 市	岡谷市 / (下諏訪町)
諏 訪 市	諏訪市
茅 野 市	茅野市 / (富士見町)、原村
伊 那 市	伊那市 / 辰野町、(箕輪町)、(南箕輪町)
駒ヶ根市	駒ヶ根市 / (飯島町)、(中川村)、宮田村
飯 田 市	飯田市 / 松川町、(高森町)、(阿南町)、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、(喬木村)、(豊丘村)、大鹿村
木 曾 町	木曾町 / (上松町)、王滝村、(大桑村)、(木祖村)、(南木曾町)
松 本 市	松本市 / 麻績村・生坂村・筑北村
塩 尻 市	塩尻市 / (山形村)、朝日村
安 曇 野 市	安曇野市
大 町 市	大町市 / (池田町)、小谷村、白馬村、(松川村)
長 野 市	長野市 / 信濃町、(飯綱町)、小川村
須 坂 市	須坂市 / 小布施町、高山村
千 曲 市	千曲市 / (坂城町)
中 野 市	中野市 / (山ノ内町)
飯 山 市	飯山市 / 木島平村・野沢温泉村・栄村

単独実施町村社協 ※ 注	南箕輪村、山ノ内町、坂城町、軽井沢町、山形村、松川村、南木曾町、佐久穂町、下諏訪町、上松町、池田町、飯島町、大桑村、飯綱町、富士見町、木祖村、小海町、喬木村、御代田町、中川村、高森町、阿南町、長和町、箕輪町、豊丘村
-----------------	---

※注 単独実施町村社協については、別に定める「日常生活自立支援事業単独実施町村社協設置要領」によるものとする。

(参考)

単独実施町村社協とは、本会と委託契約を締結し、当該町村のみを対象として、業務

を行う社協をいう。なお、業務の実施に際しては、必要に応じて本会及び管轄する基幹的社協から助言を受けることとする。